

岐阜県公報

第千九百三十九号
平成二十年四月十八日

(金曜日)

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結 (行政改革課) 二八五^ペ
- 池田町の区域内の字の区域変更 (市町村課) 二八五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二八六
- 道路の供用開始 (道路維持課) 二八六
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 二八七

公示

- 落札者等に関する公示 (市町村課) 二八八
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二八八
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二八八
- 市営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 二八九
- 公共測量の終了 (用地課) 二八九
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二八九
- 各務原都市計画の圖書の縦覧 (同) 二九一
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 二九一
- 土地改良区の定款の変更認可 (岐阜農林事務所) 二九二
- 土地改良区役員の退任及び就任 (同) 二九三
- 同 (西濃農林事務所) 二九三
- 特定非営利活動法人の設立認証申請中訂正 (環境生活政策課) 二九三

正誤

(環境生活政策課) 二九三

告示

岐阜県告示第三百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 契約の始期 平成二十年四月一日
- 二 費用の算定方法 基本費用及び執務費用並びに実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い(ただし、必要に応じて前金払をする。)
- 四 契約の相手方 住所 岐阜市高河原一九五番地の一
氏名 堀 幸造
資格 公認会計士

岐阜県告示第三百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、池田町の区域内の字の区域を変更した旨池田町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
下東野字浄光寺	下東野字北屋敷の一部

河原	
下東野字北屋敷	下東野字麻畑の一部
下東野字上河戸	下東野字下河戸の全部
下東野字大工屋	本郷字観音堂の一部
下東野字分水西	六之井字村西の一部

この処分は、平成二十年四月十八日から効力を生ずる。
平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場

岐阜県庁舎及び池田町役場

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成二十年四月十八日から

同 年五月九日まで

岐阜県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字屋篠ノ洞九九、一〇二の二、一〇三、一〇四の二、一〇四の二、一〇五、一〇九、一一〇、一一一の二、一四三・一四四・一四七（以上三筆）
について次の図に示す部分に限る。（）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋篠ノ洞九九、一〇二の二、一〇三、一〇四の二、一〇四の二、一〇五、一〇、一一一の二、一四三、一四四、一四七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	山之上線 古井線	美濃加茂市森山町三丁目字宮下八四番一地从先から同市同町同字同八一番一七地先まで	二五〇	平成二〇・四・一六	平成一九・一〇・三

岐阜県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	三百六十号	恵那市山岡町馬場山田字徳田一五〇六番一地先から同 市同 町同 字同 一五二四番三地先まで	一六〇〇	平成二〇・四・一八	平成二〇・一・一八

岐阜県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 月 日 定

羽島市竹鼻町字上城町一五二四番四	四〇〇	三〇・八	岐建築第一三〇の一七	平成一九・三・二四
羽島郡岐南町伏屋三丁目四一番一	四・五〇	三〇・五	岐建築第一三〇の一九	平成二〇・三・二九
山県市大字東深瀬字鴻ヶ池七七四番四	四・一五	三三・六	岐建築第一三〇の二〇	同 三・三・四
羽島郡岐南町三宅二丁目二〇八番四	五・〇〇	二六・三	岐建築第一三〇の二二	同 三・三・四
羽島郡笠松町北及字高坪一五八〇番四	四・〇〇	三三・〇	岐建築第一三〇の二三	同 三・三・六

西濃建築事務所

揖斐郡大野町大字黒野字野田二二九五番四	四・七〇	三〇・五	西建築第八九号の四	平成二〇・二・二七
---------------------	------	------	-----------	-----------

中濃建築事務所

関市市平賀上流三六五番一	六〇〇	三六・五	中建築第二六号の二七	平成二〇・一・一七
関市倉知字祭場下四一五番九	六〇〇	三六・九	中建築第二六号の二八	同 一・一・三三
美濃加茂市蜂屋町伊瀬字田中八五二番三	六〇〇	三九・五	中建築第二六号の二九	同 二・二・四
美濃加茂市山之上一町字黒田一〇〇四番一〇四	六〇〇	四四・元	中建築第二六号の三〇	同 二・二・五
関市米町四丁目八八番四及び八八番四地先法定外公共物（道路、水路）の一部	四〇〇	三三・三	中建築第二六号の三一	同 二・二・五
関市小瀬字高山一三七四番九	六〇〇	四〇・九	中建築第二六号の三二	同 三・一・一
関市側島字西島九一六番九、九一七番七、九二五番三及び法定外公共物九一六番九地先（道路）の一部	五〇〇	三四・〇	中建築第二六号の三三	同 三・一・七

東濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 メ ー ト	指 定 番 号	年 指 月 日 定
中津川市茄子川字中畑一―一番一八及び一―一番二四〇	六・〇〇	四・二三	東建築第三八号の一―	平成二〇・一九
中津川市千巨林字空見一―四〇番一	六・〇〇	六・六	東建築第三八号の一―	平成一九・三二
瑞浪市稲津町萩原字桑下七七番三、七八番七、九三番一〇及び法定外公物七七番三地先(水路)	六・〇〇	一五・〇九	東建築第三八号の一―	平成二〇・三六
中津川市苗木字沼七六四〇番六	六・〇〇	七・六	東建築第三八号の一―	平成一九・三三
土岐市土岐津町土岐口字鍛冶畑三三三番四、三三五番一六及び三三三六番六	四・〇〇	五・六	東建築第三八号の一―	同 二・二六

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける報道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第372号)第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区一番町25番地

財団法人地方自治情報センター
理事長 小堀 裕一

- 6 総務部 70,820,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(一) 部署の名称 総務部総務企画課
(二) 所在地 岐阜市東田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人てのひらの会
- 三 代表者の氏名 宮嶋 健太郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市今渡二〇二四番地一 アブニール二一〇三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、いじめ・不登校による問題を抱える子どもや保護者に対して、てのひらを繋ぐように情報を共有し、相談の機会を設け、いじめ・不登校等の教育問題解決に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。
平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境共生型すまい推進ネットワーク・ヴィヴィッド岐阜

三 代表者の氏名 福田 彌生

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市清字上沼六三九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、ホルムアルデヒドなど化学物質やカビ・ダニによる室内の空気汚染や、産業廃棄物処理などから発生するダイオキシン等による環境汚染を軽減し、地域社会に対して安心して住み続けられるすまいと地域づくりをする為の啓蒙活動を行い、広く社会に寄与する事を目的とする。

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、関市営土地改良事業高見・阿部地区高見工区の換地処分を平成二十年四月四日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関 各務原市

二 作業種類 公共測量（共有地図データ整備及び業務用レイヤー追加業務委託）

三 作業期間 平成十九年四月二日から 同二十年三月三十一日まで

四 作業地域 各務原市全域

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 関市
- 二 調査を行った地域 岐阜県関市上之保の一部（行合）（）
- 三 調査を行った期間 平成十七年度から平成十九年度
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図 岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日 平成二十年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町字高根（日吉高根）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町字高根）の地籍図

岐阜県瑞浪市（日吉町字高根）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町字山ノ田（日吉山之田）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町字山ノ田）の地籍図

岐阜県瑞浪市（日吉町字山ノ田）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町（下東野）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町（下東野）の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町（下東野）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

御嵩町

- 二 調査を行った地域
御嵩町大字御嵩の一部(御嵩)() ()
- 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県可児郡御嵩町(大字御嵩の一部)の地籍図
岐阜県可児郡御嵩町(大字御嵩の一部)の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十年四月十八日

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画景観地区 グリーンランド柄山景観地区
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第三四号の一九二〇〇九 平成一九・一二・二六	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市横屋字中吹四五九番一及び四六〇番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 登録簿によ	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
同西建築第五三号の七 同 一九・一二・二七	不破郡垂井町府中字清水一五二八番一 及び一五二八番三	同	同	不破郡垂井町府中二四九一番地の一 桐 山 信 行
同西建築第五五号の四 同 一九・一一・二	安八郡安八町牧字一番割二二三番	道路、水路	同	三重県桑名市多度町下野代九〇〇番地 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前 野 一 馬
同西建築第六四号の六 同 一九・七・二七	同 郡輪之内町四郷字下ノ切二二八七番一、一二八八番一及び一二八八番一	道路	同	安八郡輪之内町四郷一七五番地 中 島 治
同西建築第五四号の二 同 一九・一二・三	同 郡神戸町大字神戸字大円坊一〇二〇番一	道路、下水道、消防の用に供する貯水施設	同	大垣市牧野町一丁目二九三番地の一 岡本住建株式会社 代表取締役 岡 本 雅 量

同西建築第五号の三 同 一九・八・七	同 郡安八町牧字一番割二二四番	道路、下水	同	同
同東建築第六一号の六 同 二〇・一・一五	瑞浪市釜戸町字長場五二〇七番二二八 の一部及び五二〇七番二二〇〇	緑地	同	同
同飛建築第四五号の二 同 一八・三・八 同飛建築第一一四号 の二 同 一九・三・三〇 同飛建築第九八号の 三 同 二〇・三・六	飛驒市古川町杉崎字諏訪田三三〇番一 外五四筆 同 市同 町同 字長瀬四八四番一外 一六筆及び法定外公共物(道路及び水 路)のうち第三工区	道路、公園 下水道、緑 地、水路	同	同
	飛驒市古川町本町二番二二二号 飛驒市長 井 上 久 則 同 飛驒市土地開発公社 理事長 白 川 修 平			同

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真桑井水土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・一
--------	-----------	-------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真桑方井水土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・一
--------	------------	-------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	政田井水土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・一
--------	-----------	-------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良法の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田 肇

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
菱 野 川 土 地 改 良 区	平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住 所

土地改良区 平成一九・三・三 理事 西垣 勇太郎 岐阜市中西郷 一四九番地一

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住 所

土地改良区 平成二〇・三・三 理事 西垣 一男 岐阜市中西郷 四丁目二六番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住 所

南濃北部土地改良区 平成二〇・三・三 理事 傍島 重夫 海津市南濃町志津 八九四番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住 所

南濃北部土地改良区 平成二〇・四・一 理事 傍島 重幸 海津市南濃町志津 八九四番地

正 誤

（原稿誤り）
 平成二十年三月二十八日第九百三十三号 特定非営利活動法人の設立認証申請三三二頁上段後から四行目中「廣瀬 順一」は、「古堅 宗信」の誤り。

平成二十年四月十八日印刷
平成二十年四月十八日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))